

復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除、企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除又は避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 業 度 連 事 年	法人名	( )			
各 連 結 法 人 に お け る 計 算	被 災 雇 用 者 等 を 雇 用 し た 場 合	調 整 前 連 結 税 額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	10	円	
		被 雇 用 し た 場 合 被 災 雇 用 者 等 を	当 期 の 適 用 期 間 内 に お け る 被 災 雇 用 者 等 に 対 し て 支 給 す る 給 与 等 の 額 (各連結法人の(2)の合計)	11	
			同 上 の うち 損 金 の 額 に 算 入 さ れ る 金 額 の 合 計 額 (各連結法人の(3)の合計)	12	
		避 難 対 象 雇 用 者 等 を 雇 用 し た 場 合	当 期 の 適 用 期 間 内 に お け る 避 難 対 象 雇 用 者 等 に 対 し て 支 給 す る 給 与 等 の 額 (各連結法人の(6)の合計)	13	
			同 上 の うち 損 金 の 額 に 算 入 さ れ る 金 額 の 合 計 額 (各連結法人の(7)の合計)	14	
		合 計	税 額 控 除 限 度 額 $(12) \times \frac{10}{100}$ 又は $(14) \times \frac{20}{100}$	15	
		当 期 税 額 基 準 額 $(10) \times \frac{20}{100}$	16		
		当 期 税 額 控 除 可 能 額 (15) と (16) の うち 少 ない 金 額	17		
		調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(二十)「34の②」)	18		
	法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (17) - (18)	19			
	被 災 雇 用 者 等 を 雇 用 し た 場 合	認 定 地 方 公 共 団 体 の 指 定 を 受 け た 日	1	平 . . .	
		当 期 の 適 用 期 間 内 に お け る 被 災 雇 用 者 等 に 対 し て 支 給 す る 給 与 等 の 額	2		円
		同 上 の うち 損 金 の 額 に 算 入 さ れ る 金 額	3		
		当 期 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 $(19) \times \frac{(3)}{(12)}$	4		
	避 難 対 象 雇 用 者 等 を 雇 用 し た 場 合	福 島 県 知 事 の 認 定 又 は 確 認 を 受 け た 日	5	平 . . .	
		当 期 の 適 用 期 間 内 に お け る 避 難 対 象 雇 用 者 等 に 対 し て 支 給 す る 給 与 等 の 額	6		円
		同 上 の うち 損 金 の 額 に 算 入 さ れ る 金 額	7		
		当 期 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 $(19) \times \frac{(7)}{(14)}$	8		
		当 期 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 (4) 又 は (8)	9		

別表六の二十九

平二十五・四・一以後終了連結事業年度分

## 別表六の二（十九）の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第25条の3第1項（連結法人が復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）、第25条の3の2第1項（連結法人が企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）又は第25条の3の3第1項（連結法人が避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に

記載してください。

2 「福島県知事の認定又は確認を受けた日5」は、震災特例法第25条の3の2第1項の規定の適用を受ける場合には「又は確認」を消し、震災特例法第25条の3の3第1項の規定の適用を受ける場合には「認定又は」を消します。

3 「**税 額 控 除 限 度 額**<sup>15</sup> は、震災特例法第25条の3第1項の規定の適用を受ける場合には「又は $\left[12 \times \frac{10}{100}\right]$ 又は $\left[14 \times \frac{20}{100}\right]$ 」

を消し、同法第25条の3の2第1項又は第25条の3の3第1項の適用を受ける場合には「 $\left[14 \times \frac{20}{100}\right]$ 」を消し、同法第25条の3の2第1項又は第25条の3の3第1項の適用を受ける場合には「 $\left[12 \times \frac{10}{100}\right]$ 又は」を消します。